

平成 2 1 年 3 月 3 1 日改正

平成 2 1 年 1 1 月 2 5 日改正

平成 2 2 年 3 月 3 1 日改正

平成 2 3 年 3 月 3 1 日改正

平成 2 3 年 4 月 2 8 日改正

平成 2 4 年 3 月 3 0 日改正

独立行政法人日本学術振興会が 中期目標を達成するための計画 (中期計画)

平成 2 0 年 3 月 2 8 日

独立行政法人日本学術振興会

目 次

第一 国民に対して提供すべきサービスその他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためとるべき措置	1
1 総合的事項	1
2 学術研究の助成	3
3 研究者の養成	5
4 学術に関する国際交流の促進	8
5 学術の応用に関する研究の実施	10
6 学術の社会的連携・協力の推進	11
7 国の助成事業に関する審査・評価の実施	11
8 調査・研究の実施	13
9 広報と情報発信の強化及び成果の普及・活用	13
10 前各号に附帯する業務	14
11 平成21年度補正予算（第1号）等に係る業務	14
第二 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置	15
第三 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 （通則法第30条第2項第3号）	17
第四 短期借入金の限度額（通則法第30条第2項第4号）	17
第五 重要な財産の処分等に関する計画（通則法第30条第2項第4の2号、 同第5号）	17
第六 剰余金の使途（通則法第30条第2項第6号）	17
第七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	17
別紙	19

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十条の規定により、独立行政法人日本学術振興会（以下、「振興会」という。）が中期目標を達成するための中期計画を次のとおり定める。

第一 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 総合的事項

- （１）学術研究を推進する研究者が最適な環境の中で研究に専念できるよう支援するため、研究の手法や規模、必要とする資金など研究分野ごとに異なる特性に応じた支援方法、中長期的視点からの配慮、研究者の意見を取り入れる制度運営等を勘案しつつ、事業を進める。

また、各事業の実施に当たっては、関連する事業を実施している機関との適切な連携・協力関係を構築する。その際、我が国の学術研究の振興を図る観点から、大学等において実施される学術研究に密接に関わる事業の特性に配慮しつつ、事業を行う。

- （２）業務運営に関する重要事項を諮問するための評議員会については、各界・各層からの学識経験者で構成し、定期的を開催する。事業実施に当たっては、評議員会での幅広く高い識見に基づく審議及び意見を参考とする。

- （３）業務運営に関し専門的見地から幅広い助言を求める学術顧問会議については、学界を代表する有識者６名以上で構成し、定期的を開催する。事業実施に当たっては、効果的に成果が上がるよう、高い識見を持つ研究者の意見を的確に反映させる。

- （４）学術システム研究センターに研究経験を有する第一線級の研究者を配置する。センターは、学術振興策や学術動向に関する調査・研究、事業における審査・評価業務、業務全般に対する提案・助言等を行う。

また、センターの組織運営について、外部有識者の運営委員会への登用等によるガバナンスの強化を図る。

- （５）自己点検については、事業実施に関係する研究者等の意見を参考に、毎年度事業ごとに実施し、事業の改善・見直し等を行う。

また、外部評価として、複数の学界や産業界などを代表する有識者に評価委員を依頼することにより体制を整備し、毎年度、管理運営や各事業の実施状況等について、効率及び効果の両面から評価を行い、その結果をホームページ等国民に判りやすい形で公表するとともに、その指摘を業務運営の改善等に的確に反映させる。

- （６）研究者等に有用な制度改善や事業を適切に実施する上で必要となる情報システムの整備を促進する。

① 公募事業における電子化の推進

公募事業の応募手続き及び審査業務については、「電子申請システム」を整備し、完全電子化に取り組む。完全電子化にあたっては、府省共通研究開発管理システムとの連携を図りつつ、積極的に推進する。

なお、両システムに共通する機能については、業務効率化の観点から十分な検証を行い、重複開発を行わないように調整を図る。ただし、応募書類の簡素化が困難である場合など、電子化による費用対効果が見込めない公募事業については、電子システムの最適化に留意しつつ、柔軟に対応する。

(i) 科学研究費助成事業

科学研究費助成事業については、応募手続き・審査業務の完全電子化に向けた取組を行う。なお、文部科学省からの研究種目の移管や制度改善に伴い見直しが必要な場合には、随時開発を実施する。

(ii) 特別研究員事業

特別研究員事業については、申請書等の電子化に向けた取組を行う。なお、推薦書等の第三者による認証が必要な調書については、なりすまし・改ざんの防止対策が不可欠であり、提出書類の信頼性を確保した上で、応募手続き・審査業務の完全電子化に向けた取組を行う。

また、海外特別研究員事業の応募書類の電子化については、海外からの応募にも対応する必要があるため、提出書類の信頼性が確保できるかを検討した上で、随時開発を行う。

(iii) 学術の国際交流事業

国際交流事業については、公募・審査業務の完全電子化に向けた取組を行う。

なお、推薦書等の第三者による認証が必要な調書については、なりすまし・改ざんの防止対策が不可欠であり、提出書類の信頼性を確保した上で、完全電子化を行う。

② 情報共有化システムの整備

業務に必要な情報の共有化を促進するとともに、業務用データの更新作業の円滑化を図る観点から、情報共有ソフトを活用することによって情報システムの整備を行うこととする。

③ ホームページの充実

振興会の業務内容に関する最新情報をホームページで迅速に提供する。掲載にあたっては閲覧者側からの視点を重視し、見やすさ・わかりやすさの確保に努める。

また、ホームページ内の各記事に、閲覧者からのアンケート欄を設け、ニーズにあった記事内容を提供することができる仕組みを確立する。

④ 情報セキュリティの確保

振興会のコンピュータ環境のセキュリティを確保し情報資産を守るため、情報セキュリティポリシーの遵守を徹底するとともに、政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、PDCAサイクルの構築及び定着を図る。

(7) 助成・支援事業のマネジメントの一環として、不合理な重複及び過度の集中の排除並びに不正使用及び不正受給の防止策を強化する。

このため、政府等の方針を踏まえ、研究費の不合理的な重複及び過度の集中を排除するため、府省共通研究開発管理システムを活用するとともに、審査結果を他の競争的資金の配分機関に迅速に提供する。

また、研究費の不正使用及び不正受給を防止するため、文部科学省との適切な役割分担のもと、同省の定めるガイドライン等に基づき、研究機関に提出を義務付けている報告書等により各研究機関の不正防止に対する取組の状況等を的確に把握し、必要に応じ、各事業毎に適切な指導を行うなど、研究機関における研究費の管理や監査を徹底させる。

また、事業説明会等を開催し、研究費の不正使用、不正受給及び研究活動の不正行為の防止策について助言、注意喚起等を行い、研究者を含む関係者の意識改革を促進するとともに、振興会による監査を充実することにより不正の防止に努める。

(8) 適切な業務運営を図るため、管理会計の活用、コンプライアンス及びリスクマネジメント体制の整備、わかりやすい情報開示等による内部統制の充実を図る。

また、法定監査のほか、監事による監査を受けることにより、給与水準のみならず、法人業務全般について厳格なチェックを受ける。その際、国民の理解と信頼が得られるよう、監査の結果をホームページ等で公開する。

2 学術研究の助成

学術研究に対する幅広い助成を行うことにより、独創的かつ多様な基礎的研究を推進し、人類の知的資産の拡充、将来の学問及び社会の発展に寄与する。その際、公正で透明性のある審査・評価を実施するとともに、研究者の研究活動が円滑に実施できるように業務を行う。また、研究成果の適切な把握に努め、社会への還元・普及活動を行う。

学術研究の助成は、科学研究費補助金事業及び学術研究助成基金事業により行う。これらの事業については、助成対象となる研究者の側にとってわかりやすいものとなるよう一体的な運用が求められることから、科学研究費助成事業（以下「科研費事業」という。）として実施する。

科研費事業は、文部科学省が定める事業実施における基本的考え方・役割分担に基づき、以下により、滞りなく確実に実施する。

特に、学術研究助成基金事業については、学術研究助成基金を設け、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める基金運用方針に従って実施する。その際、科学研究費補助金事業との整合性に配慮しつつ、基金の特性を活かし、研究資金の多年度にわたる柔軟な使用を可能とするなど、研究計画等の進捗状況に応じて弾力的に運用する。

- ・ 科研費事業の配分審査、研究評価等を行うために、学術研究に対する高い識見を有する者で構成する科学研究費委員会を置く。
- ・ 科研費事業の交付等の手続きに関する業務は、文部科学省が定めた規程、通知に従って行う。
- ・ 科学研究費委員会において、科研費事業の毎年度の審査方針等を、文部科学省科学技術・学術審議会が示す審査の基本的考え方を踏まえて決定する。

(1) 審査・評価の充実

学術システム研究センターの機能を有効に活用し、研究者ニーズ及び諸外国の状況等を踏まえて、公正な審査委員の選考、透明性の高い審査・評価システムの構築を行う。

① 審査業務

科学研究費委員会は年3回程度開催するとともに、配分審査のための小委員会を必要に応じて開催する。

審査委員の拡充等を行い、審査の質的充実を図る。

不合理な重複及び過度の集中を排除するため、府省共通研究開発管理システムを活用するとともに、審査結果を他の競争的資金の配分機関に対し4月下旬までに提供する。

② 評価業務

評価については、それぞれの研究種目に応じて行うとともに、大型の研究課題については、追跡調査等により成果把握に取り組む。その際、適切な評価体制の整備を図るとともに、その結果については、ホームページにおいて広く公開する。

(2) 助成業務の円滑な実施

① 募集業務（公募）

公募に関する情報については、科研費事業に関するホームページにより公表するとともに、研究計画調書の様式などの情報を研究者等が迅速に入手できるようにする。

応募受付前に研究者等が審査方針等の内容を確認できるよう、科学研究費委員会において審査方針等を決定し、10月上旬までに公表する。

② 交付業務

早期交付及び研究者へのサービス向上の観点から、これまでも可能な限り期間の短縮に努めてきており、今後も対象件数の増加が見込まれるが、次の期限を明確に定めることにより、迅速かつ確実に行う。

- ・ 採否に関する通知は、4月上旬までに行う。
- ・ 応募者に対する審査結果の開示の通知は、5月下旬までに行う。
- ・ 額の確定は、7月中旬までに行う。

③ 不正使用及び不正受給の防止

研究費の不正使用及び不正受給を防止するため、文部科学省との適切な役割分担のもと、同省の定めるガイドライン等に基づき、研究機関に提出を義務付けている報告書等により各研究機関の不正防止に対する取組の状況等を的確に把握し、必要に応じ、適切な指導を行うなど、研究機関における研究費の管理や監査を徹底させる。

また、事業説明会等を開催し、研究費の不正使用、不正受給及び研究活動の不正行為の防止策について助言、注意喚起等を行い、研究者を含む関係者の意識改革を促進するとともに、振興会の現地調査による監査を充実することにより不正の防止に努める。

④ 電子システムの導入・活用

電子システムの導入・活用については、電子情報化された応募者の研究に関する個人情報等の第三者に対するセキュリティを確保しつつ、応募者及び審査委員の負担軽減、応募書類の受付・書面審査等の効率化を更に推進するため、応募手続及び審査業務の完全電子化を図る。

⑤ 科研費事業説明会の実施

科研費事業に対する理解を促進し、その支援効果を高めるため、大学等の研究機関への事業説明を、文部科学省との共同実施、研究機関からの要望に応じた実施などにより、全国各地で行う。

特に、学術研究助成基金事業については、大学等の研究機関において、基金の特性を活かした柔軟な執行が行われ、基金による研究助成の効果が高まるよう理解を求める。

(3) 研究成果の適切な把握及び社会還元・普及

科研費事業の研究課題の研究成果について適切に把握するとともに、インターネットにおいて広く公開する。

我が国の将来を担う児童・生徒を主な対象として、研究者が科研費事業による研究成果をわかりやすく説明することなどを通じて、学術と日常生活との関わりや学術がもつ意味に対する理解を深める機会を提供する「ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI」を全国各地の大学で幅広く実施する。

(4) 助成の在り方に関する検討

学術研究における様々な特性・ニーズを踏まえた助成の在り方について、学術システム研究センターの機能を活用しつつ検討を行い、事業の改善に反映させる。

3 研究者の養成

大学院博士課程（後期）学生や博士の学位を有する者等のうち優れた研究能力を有する若手研究者に一定期間資金を支給し、自由な発想のもとに主体的に研究課題等を選びながら生活の不安なく研究に専念できる環境を整備するため、特別研究員事業等を、計画的・継続的に推進する。

国際舞台で活躍できる世界レベルの研究者を育成するため、研究者個人への海外派遣に加え、研究機関の国際研究戦略に沿った研究者海外派遣など、組織的な研究者海外派遣の支援を計画的・継続的に推進する。

男女共同参画社会の形成の一環として、女性研究者の参画を促進するため、審査委員に積極的に女性を登用するとともに、出産・育児に配慮した取組を推進する。また、政府の留学生政策等を踏まえ、優れた外国人留学生に配慮した取組など、我が国の研究者養成に資する効果的な事業の実施を検討し、進める。

(1) 選考審査の適切な実施

各種事業の支援対象者の選考審査は、学術システム研究センターの機能を有効に活

用して、以下の体制により、競争環境の中で能力や資質に優れた者を厳正に審査し、採用する。

- ① 学識経験者により構成される特別研究員等企画委員会の審議により、若手研究者の主体性を重視し、目的や対象者層に応じた審査方針を整備する。
- ② 審査の独立性を確保する観点から、我が国の第一線の研究者を審査委員等とする特別研究員等審査会を設置し、審査方針に基づき、書面審査に加え面接審査を効果的に活用して、選考審査を実施する。
- ③ 審査委員等は、学術システム研究センターからの推薦に基づき、役員等により構成される特別研究員等審査会委員等選考会において選考する。
- ④ 書面審査及び面接審査に当たって、学術システム研究センターは、支援対象者ごとに専攻分野に応じた適正な審査委員等を割振る。その際、審査の公平性を確保する観点から、利害関係者を排除する。
- ⑤ 審査の透明性を確保する観点から、審査方針等をホームページ等で公開する。
- ⑥ 審査結果を申請者に適切にフィードバックし、詳細な開示を推進する。
- ⑦ 研究奨励金については、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金との重複受給を防止するため、研究奨励金の募集要項に、特別研究員として採用された場合に同機構の奨学金を辞退する旨を掲載するとともに、同機構の協力を得て研究奨励金の採用内定者が奨学金を受給していないかを組織的に確認する。

（２）事業の評価と改善

各種事業の評価は、学術システム研究センターにおいて、特別研究員等審査会が実施した審査内容等の検証・分析をもって行う。評価結果については、特別研究員等審査会の審査業務等の改善につなげるとともに、学識経験者からなる特別研究員等企画委員会において調査審議し、改善内容の検討を行う。

改善内容については、次年度の募集要項等に適切に反映させるとともに、ホームページ等にも掲載し広く公開する。

（３）特別研究員事業

大学院博士課程（後期）学生及び博士の学位を有する者等で優れた研究能力を有し、我が国の大学その他の研究機関で研究に専念する若手研究者を「特別研究員」として採用し、経歴・年齢等に応じた適切な額の資金（研究奨励金）を支給する。

特に優れた研究能力を有する博士の学位を有する者等については、若手研究者の世界レベルでの活躍を期して、能力に応じた処遇を確保する。

また、対象者に応じた多様な採用区分を設け、分野の特性等を踏まえた採用計画を毎年度整備し、幅広い研究分野における優れた若手研究者を計画的・継続的に採用する。その際、博士課程（後期）学生への支援については、第３期科学技術基本計画等に十分配慮した上で、本事業を推進する。

ただし、特別研究員（２１世紀ＣＯＥプログラム）については、「独立行政法人整理合理化計画」に基づき、平成２０年度まで支援する。

海外を含めた多様な研究環境の選択による研究能力の向上を図るため、博士の学位を有する者等については、採用者のうち博士の学位を取得した所属研究室以外の場合で研究する者の割合90%以上に向けた取組を推進するとともに、採用期間中における一定期間の海外における研究活動を奨励する。

また、支援を受けた研究者の研究能力の向上の観点から、各種事業における支給の効果について適切に評価する。

特別研究員採用期間終了後の進路状況調査を定期的に行い、研究者若しくは専門的知識を生かす企業等の職に就いている者の状況を分析し、社会への貢献を検証するとともに、調査結果をホームページ等で国民に判りやすい形で公表する。

(4) 海外特別研究員事業

我が国の大学等学術研究機関に所属する常勤の研究者や博士の学位を有する者等の中から優れた若手研究者を「海外特別研究員」として採用し、海外の特定の大学等研究機関において長期間研究に専念させるため、滞在費等を支給する。

その際、第3期科学技術基本計画等における世界レベルの若手研究者養成のための国際研鑽機会の充実に十分配慮した上で、本事業を推進する。

海外特別研究員採用期間終了後の進路状況調査を定期的に行い、研究者若しくは専門的知識を生かす企業等の職に就いている者の状況を分析し、社会への貢献を検証するとともに、調査結果をホームページ等で国民に判りやすい形で公表する。

(5) 若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム

我が国の大学が海外の大学等と組織的に連携し、若手研究者が海外において研究活動を行うなど、国際的な研さん機会を提供する若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラムの充実を図る。

(6) 頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラム

頭脳循環により国際研究ネットワークの核となる優れた研究者の育成を図るため、研究機関の国際研究戦略に沿って、若手研究者を海外へ派遣し、派遣先の研究機関と行う世界水準の国際共同研究に携わり、様々な課題に挑戦する機会を提供する大学等研究機関を支援する。

(7) 日本学術振興会賞

我が国の優秀な学術の研究者養成に資するため、優れた若手研究者を顕彰する日本学術振興会賞を実施する。

(8) 日本学術振興会育志賞

我が国の学術研究の発展への寄与が期待される若手研究者の養成に資するため、優秀な大学院博士課程学生を顕彰する育志賞を実施する。

4 学術に関する国際交流の促進

国際的な共同研究を積極的に促進するなど、日本の研究水準、国際競争力の一層の向上を目指し国内外からの要請に応えるべく、我が国を代表する資金配分機関として戦略的に以下の取組を行う。

なお、公募事業については、学術システム研究センターや国際事業委員会の機能を有効に活用し、審査の透明性・公平性を確保しつつ、競争環境の中で厳正な審査を行う。

(1) 諸外国の学術振興機関との協力による国際的な共同研究等の促進

日本の研究水準の向上、国際競争力の強化を一層進めるため、諸外国の学術振興機関との協定等に基づく、国際共同研究、セミナー開催などの事業を実施することにより、学術ネットワークの構築を進める。これらの活動を円滑に推進するため、諸外国の学術振興機関との協力関係をさらに強化・発展させる。

欧米等学術先進諸国との交流については、対等な立場での協力により、日本の国際競争力を高め、世界トップレベルの研究水準を維持し、さらに向上させる。

アジア諸国、特に国際的な研究開発能力を飛躍的に増しつつある韓国、中国、インドとの学術交流を戦略的に推進するための取組を支援することにより、相互的な学術発展を図る。

アフリカ・中東諸国等との交流については、長期的視野に立って、外交的な観点や多様な研究ニーズなど様々な学術に関する国際交流の必要性を踏まえ、関係機関と連携を図りつつ促進する。

また、海外研究連絡センターにおいては、当該国の学術振興機関との有機的な協力の下、セミナー、シンポジウム等を実施する。

(2) 研究教育拠点の形成支援

我が国の学術研究機関が先端研究分野において世界を代表する研究教育拠点となることを目指し、諸外国のトップレベルの学術研究機関との多国間交流ネットワークの構築・強化、若手研究者の育成等を通じ、その萌芽段階にある拠点の形成を支援する先端研究拠点事業等を推進する。

(3) 若手研究者育成のための国際交流支援

日本と先進諸外国の新進気鋭の若手研究者が学際的な観点から先端的な研究課題について積極的に討議し情報発信を行う機会を提供する先端科学（Frontiers of Science）シンポジウム事業や、ノーベル賞受賞者との討議等を行う会議に若手研究者を派遣する事業（リンダウ・ノーベル賞受賞者会議派遣事業）等を実施する。

(4) アジア・アフリカ諸国との交流

アジア・アフリカ諸国との学術連携・協力の深化を図るため、アジア研究教育拠点事業、アジア・アフリカ学術基盤形成事業及び日中韓フォーサイト事業等により、研究拠点構築や研究者交流を積極的に促進する。具体的には、それぞれの国の学術の発展段階等も踏まえながら、共同研究・セミナー等の効果的な実施を促進する。

とりわけ、我が国と緊密な関係にあるアジア諸国については、各学術振興機関間、大学・研究所間、さらには個々の研究者間など多層的なネットワークを我が国が主導的に形成するための取組を実施することにより、アジアにおける学術コミュニティの構築、同地域における先端研究や共同課題解決研究の推進及び若手研究者の育成を図る。

なお、拠点大学交流事業については、アジア研究教育拠点事業など公募により相手方に対等な負担を求める方式による事業へと転換し、平成２３年度までに段階的に廃止する。

（５）研究者の招致

多様な発想と経験を有する内外の研究者が我が国の大学等研究機関で切磋琢磨する研究環境を創出するため、次世代の研究を担う優秀な若手研究者や世界的研究業績を有する第一線の著名研究者等、様々なキャリアステージにある優れた外国人研究者招致のための取組を推進する。

また、日本での研究滞在を終え、母国に帰国した後の研究者コミュニティの形成・強化を図ることも視野に入れ、多様な招へい方法による、きめ細やかな対応を行う。

さらに、招へいた外国人研究者の協力を得て、高校生に科学や国際社会への関心を深めさせることを目的としたサイエンス・ダイアログ事業を全国各地で広く実施する。

なお、外国人特別研究員については、全体として効率化を図っていくよう検討を行い、大学等のニーズに即し、効果的に研究者養成が実施できるよう見直しを行う。

（６）大学等における研究環境の国際化支援

日本の大学の国際化を促進させるため、職員養成のための取組や大学の組織的な研究者の派遣・受入れ、国際的な共同研究など大学の国際展開を支援するほか、多様な研究環境国際化のための取組を積極的に行う。

海外研究連絡センターにおいて、各大学と協力し、各大学が主催するシンポジウムの共催、後援、大学改革の動向に関する調査協力や大学が設置する海外拠点の連携強化等を通じて、各大学の海外展開を積極的に支援する。

（７）事業の評価と改善

日本の研究水準、国際競争力の一層の向上を目指し、学術システム研究センター等の機能を活用しつつ、国際共同研究の基本的な方向性についての検討を行う。また、効率的かつ効果的な業務運営の観点から、事業開始から長期間経過した事業や応募件数の少ない小規模事業については、交流相手のニーズ・特性、我が国の研究者の意見を考慮しつつ、費用対効果の検証を行う。その結果を踏まえ、事業の統合・メニュー化を行い、関係者にわかりやすい体系に整理する。

併せて、国際交流事業の成果について、ホームページ等を通じて広く公開する。

各海外研究連絡センターにおいては我が国の各大学や他の独立行政法人との協力・連携による活動や機能の強化を図るとともに、海外の学術振興機関との間で事業の有

効性・適切性を相互に評価するなど、事業の成果及び効果を把握することに努め、事業の改善に反映させ、その成果について広く公開する。

また、カイロ、ナイロビの両研究連絡センターについては、効率的な業務運営に努めつつ、増大するアフリカ地域研究などの重要性・学術研究の特殊性に鑑み、当該地域における拠点性など質的な要素についても留意した運営へと転換を図った上で、学術動向の収集・発信機能を充実させる。

さらに、効果的・効率的な業務運営の観点から、事務所の共用化等について検討を行い、具体的な結論を得る。

なお、ワシントン研究連絡センターについては、独立行政法人科学技術振興機構のワシントン事務所の機能にも着目しつつ、効率的な運営の観点から、同事務所の共同設置・運用を行う。

5 学術の応用に関する研究の実施

様々な学術的・社会的要請に応えるとともに、我が国の学術及び社会の発展や社会問題の解決につながるような学術研究を行う。

① 人文・社会科学振興プロジェクト研究事業

平成14年6月の文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会の報告を受け、グローバル化、情報化が進む中、現代社会において人類が直面している問題の解明と対処のため、人文科学や社会科学を中心に各分野の研究者が協働して、学際的・学融合的に取り組む「人文・社会科学振興プロジェクト研究」を推進する。この研究成果を社会への提言として発信することにより、新たな学問分野、領域を開拓し、人文・社会科学の活性化に寄与する。また、研究者間のネットワークの形成、研究成果の公開、社会提言等のため、公開シンポジウム、共同研究セミナーなどを行う。

なお、本事業については、平成20年度に終了する。

② 課題設定による先導的人文・社会科学研究推進事業

異なる分野の研究者との共同研究を推進し、異なる分野の研究手法等を導入することにより、確立された従来の研究手法から脱却して、方法論的な観点から既存の知の体系の根源的な変革や飛躍的な進化（方法的革新）を目指す「異分野融合による方法的革新を目指した人文・社会科学研究推進事業」を実施し、人文・社会科学研究の振興を図る。

なお、「異分野融合による方法的革新を目指した人文・社会科学研究推進事業」については、平成24年度から、業務運営を一層効果的・効率的に行う観点から、「政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究推進事業」と統合し、「課題設定による先導的人文・社会科学研究推進事業」として実施する。

③ 東日本大震災学術調査

東日本大震災に関する国内外の記録を広く学術関係者により科学的に分析し、その教訓を次世代に伝承し、広く発信するために、関係機関の有機的連携に配慮しつつ、人文・社会科学を中心として歴史の検証に耐えうる学術調査を実施する。

6 学術の社会的連携・協力の推進

学術の社会的連携・協力の立場から、学界と産業界との連携によって発展が期待される分野や、その推進の方法・体制等について検討する総合研究連絡会議を開催する。大学等の研究のシーズ及び産業界の研究のニーズに応じた情報交換、交流促進を図るための場、また学界と産業界の連携による若手研究者の人材育成の場としての産学協力研究委員会等の設定、連携・協力支援のための事業を実施する。

国内外の研究者を集めてのセミナー、シンポジウムを開催するとともに研究成果の刊行を通じて、これら研究委員会の研究成果を発信する。

7 国の助成事業に関する審査・評価の実施

国の助成事業の審査・評価については、国の定めた制度・方針に従って、審査・評価における公正さ、透明性、信頼性、継続性を確保しつつ、実効性のある評価を実施する。

① 21世紀COEプログラム

国の助成事業である「21世紀COEプログラム（研究拠点形成費等補助金（研究拠点形成費））」について、世界最高水準の研究教育拠点を学問分野毎に形成するとともに、国際競争力のある個性輝く大学づくりを推進することを目的とし、①当該拠点の研究教育活動の実績、及び②大学の将来構想及び当該拠点を形成するための構想・計画を評価する。

各プログラムについては期間終了後に事後評価を実施する。

なお、本事業に係る業務は、平成21年度に終了する。

② グローバルCOEプログラム

国の助成事業である「グローバルCOEプログラム（研究拠点形成費等補助金（研究拠点形成費））」について、我が国の大学院の教育研究機能を一層充実・強化し、国際的に卓越した研究基盤の下で世界をリードする創造的な人材育成を図るため、国際的に卓越した教育研究拠点の形成を重点的に支援し、もって、国際競争力のある大学づくりを推進することを目的として、教育研究拠点を形成するための構想・計画等を審査・評価する。

また、採択されたプログラムについては2年経過後に中間評価を実施するとともに、期間終了後に事後評価を実施する。

③ 「魅力ある大学院教育」イニシアティブ

国の助成事業である「『魅力ある大学院教育』イニシアティブ（研究拠点形成費等補助金（若手研究者養成費））」について、創造性豊かな優れた若手研究者の養成に関連する構想・計画の評価を行う。

また、採択されたプログラムについては期間終了後に事後評価を実施する。

なお、本事業に係る業務は、平成20年度に終了する。

④ 組織的な大学院教育改革推進プログラム

国の助成事業である「組織的な大学院教育改革推進プログラム（研究拠点形成費等補助金（若手研究者養成費））」について、社会の様々な分野で幅広く活躍する高度な人材を養成するための大学院における国際的水準のコースワークの充実等の優れた組織的・体系的な教育の取組に関連する構想・計画の審査・評価を行う。

また、採択されたプログラムについては期間終了後に事後評価を実施する。

⑤ 質の高い大学教育推進プログラム

国の助成事業である「質の高い大学教育推進プログラム（大学改革推進等補助金（大学改革推進事業））」について、大学教育改革を一層推進し、知識基盤社会を担う優れた人材を養成するための大学等における教育の質向上に向けた優れた取組に関連する構想・計画を審査する。

また、採択された取組については期間終了後に状況調査等を実施する。

なお、本事業に係る業務は、平成23年度に終了する。

⑥ 大学教育推進プログラム

国の助成事業である「大学教育推進プログラム（大学改革推進等補助金（大学改革推進事業））」について、社会の発展を支える優れた資質能力を備えた人材を養成するため、学士力の確保や教育力向上のための各大学等の実践を促し、達成目標を明確にした効果が見込まれる取組に関連する構想・計画を審査する。

また、採択された取組については期間終了後に状況調査等を実施する。

⑦ 世界トップレベル研究拠点プログラム

国の助成事業である「世界トップレベル研究拠点プログラム（国際研究拠点形成促進事業費補助金）」について、高いレベルの研究者を中核とした研究拠点構想を集中的に支援し、世界中の第一線の研究者が、是非そこで研究をしたいとして集まってくるような、優れた研究環境と高い研究水準を誇る「目に見える拠点」の形成を目的として、国際的視点から、その審査業務・評価業務・管理業務を行う。その際、プログラムを担当するPD・POを配置し、専門的な観点からプログラムの進捗状況を管理する。

⑧ 政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究の推進

国の委託事業である政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究推進事業（科学技術試験研究委託事業）について、政策や社会の要請に応じた人文・社会科学分野のプロジェクト研究を大学等の研究ポテンシャルを積極的に活用して実施し、研究成果を社会へと発信することを目的として、この事業の実施に必要な審査業務・評価業務・プロジェクト管理業務等を行う。

なお、本事業は、平成24年度から「課題設定による先導的人文・社会科学研究推進事業」として実施する。

⑨ 大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業

国の助成事業である「大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業（国際化拠点整備事業費補助金）」について、国際化の拠点としての総合的な体制整備を図るとともに、産業界との連携、拠点大学間のネットワーク化を通じて、資源や成果の共有化を図り、我が国の大学の国際化を推進する取組に関連する構想・計画の審査・評価を行う。

また、採択されたプログラムについては2年経過後に中間評価を実施するとともに、期間終了後に事後評価を実施する。

⑩ 博士課程教育リーディングプログラム

国の助成事業である「博士課程教育リーディングプログラム（大学改革推進等補助金）」について、広く産学官にわたって活躍できる、成長分野等で世界を牽引するリーダーとなる能力を備えた人材を養成する大学院教育の構想・計画を審査・評価する。

また、採択されたプログラムについては、3年経過後に中間評価、期間最終年度に事後評価を実施する。

⑪ 大学の世界展開力強化事業

国の助成事業である「大学の世界展開力強化事業（国際化拠点整備事業費補助金）」について、「キャンパス・アジア」構想の牽引役となる交流拠点の形成や米国等の大学との協働教育プログラムの開発等の構想・計画等を審査・評価する。

また、採択されたプログラムについては2年経過後に中間評価を実施するとともに、期間終了後に事後評価を実施する。

8 調査・研究の実施

学術システム研究センターの研究員を中心に、諸外国における学術振興施策の状況、国内外の学術研究の動向等、振興会の業務運営に関して必要な調査・研究を実施する。諸外国の学術振興施策については、欧米主要国等における学術振興に関する基本的政策、研究助成システム、研究者養成に対する考え方、国際交流の戦略等について、関係機関のホームページや文献、現地調査、海外研究連絡センターとの連携などにより、調査を適宜実施し、情報の収集、分析を継続的に行う。

学術研究の動向については、研究者の動向を含め、各種報告書、学術ジャーナル、国内外のシンポジウムへの出席、関連研究者との意見交換等により、調査を適宜実施し、情報の収集、分析を継続的に行う。特に、学術システム研究センターの研究員全員に専門分野についての学術動向研究を依頼し、毎年度報告を受けるとともに、結果をとりまとめ、事業に活かす。また、最新の学術動向等の調査研究の成果を踏まえつつ、国際的な競争のもと、我が国が今後先導していくべき研究を発掘し、事業の企画・立案に反映させる。これらの成果については、必要に応じ報告書等にとりまとめホームページ等において公表する。

9 広報と情報発信の強化及び成果の普及・活用

(1) 広報と情報発信の強化

振興会の活動内容や調査研究の成果を、より広く内外の研究者、関係機関や国民に理解

してもらうため、魅力ある広報誌等出版物やホームページの内容充実に努めるなど、効果的な情報提供が実施できるよう、広報体制を整備し、その充実に図る。

(2) 成果の普及・活用

- ① 学術システム研究センターの調査・研究の成果、各事業において支援対象者から提出された実績報告書等については、知的所有権等に配慮した上で、事業の企画立案等に活用するとともに、ホームページへの掲載や出版等により、研究者をはじめ社会に積極的に提供し、広く普及させる。
- ② 学術研究の推進により生じた卓越した研究成果を広く一般に公開することにより、学術研究の成果・普及及びその重要性についての理解促進に努めるため、「卓越研究成果公開事業」を実施する。

1 0 前各号に附帯する業務

学術研究の推進に資する事業として以下のとおり前各号に附帯する業務を毎年度着実に実施する。

- ① 国際生物学賞委員会により運営される生物学研究に顕著な業績を挙げた研究者を顕彰する国際生物学賞にかかる事務を担当する。
- ② 野口英世博士記念アフリカの医学研究・医療活動分野における卓越した業績に対する賞（野口英世アフリカ賞）に係る医学研究分野の審査業務を担当する。
- ③ 学術関係国際会議の開催のため、免税措置を受けられない主催者に代わり、特定公益増進法人としての募金の事務を行う。
- ④ 寄付金を受入れ、寄付者の意向に基づき特定分野の助成を行う個別寄付金事業、及び事業分野をあらかじめ特定しないで助成する学術振興特別基金の事業を行う。

1 1 平成21年度補正予算（第1号）等に係る業務

(1) 先端研究助成業務

将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究を集中的に推進するため、平成21年度補正予算（第1号）により交付される補助金により、先端研究助成基金を設け、我が国の先端的な研究の総合的かつ計画的な振興のために必要な助成を行う。

その際、研究資金の多年度にわたる柔軟な使用を可能とするなど、研究計画等の進捗状況に即応して、機動的・弾力的な経費の支出を行う。

(2) 研究者海外派遣業務

将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる有為な研究者の海外への派遣を集中的に推進するため、平成21年度補正予算（第1号）により交付される補助金により、研究者海外派遣基金を設け、我が国の大学等研究機関の国際化を図るとともに、我が国の競争力強化の源となる人材の育成を行うため、若手研究者を海外に派遣する。

① 優秀若手研究者海外派遣事業

我が国の大学等研究機関に所属する助教等常勤研究者及び日本学術振興会特別研

究員を対象として、海外の優れた大学等研究機関において研究を行い、海外の研究者と切磋琢磨する機会を提供するため、滞在費等を支援する。

② 組織的な若手研究者等海外派遣プログラム

海外の学術研究機関と協力関係を有する我が国の大学等研究機関が、将来研究者を志す大学生の研さん、大学院生等若手研究者の研究活動のための海外派遣を計画し、組織的に派遣することを支援する。

(3) 先端学術研究人材養成事業

我が国が世界をリードし得る先端的研究拠点に、海外の著名研究者及び若手研究者を組織的に招へいする取組を支援するため、平成21年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金により、先端学術研究人材養成事業を実施する。本交付金については、「経済危機対策」（平成21年4月10日）の「底力発揮・21世紀型インフラ整備」のために措置されたことを認識し、海外の研究者の招へいを通じた我が国の経済成長の鍵を握る人材力を強化するために活用する。

(4) 先端研究助成基金による研究の加速・強化

上記（1）の先端的な研究を一層加速・強化するために必要な助成を行う。

(5) 若手・女性等研究者への支援の強化

若手・女性等研究者が活躍しうる研究基盤・研究環境を充実・強化するために必要な助成を行うとともに、海外の大学等研究機関との共同研究等を推進し、若手研究者等の海外派遣を促進するための機会を提供する。

第二 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置

1 業務運営については、既存事業の徹底した見直し、効率化を図る。

(1) 一般管理費等の効率化

一般管理費（人件費を含む。）に関しては、中期目標期間中の初年度と比して年率3%以上の効率化を達成するほか、その他の事業費（競争的資金等を除く。）については、中期目標期間中、毎事業年度、対前年度比1%以上の業務の効率化を図る。

(2) 人件費の効率化

人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）を踏まえ、平成18年度以降の5年間で、平成17年度を基準として5%以上を基本とする削減を引き続き着実に実施する。

さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の取組を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分、競争的研究資金並びに国からの委託費及び補助金により雇用される任期付職員については削減対象から除く。

具体的には、国家公務員の給与構造改革を踏まえた勤務評定に基づく昇給等の見直しを

行う。また、給与水準の適正化を図るため、職務内容、経歴、勤務状況等を勘案した管理職員手当の見直しを行うとともに職員給与の昇級号数の抑制を行うなどにより、総人件費の縮減を図る。

さらに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月1日閣議決定）を踏まえ、役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準を考慮し、給与水準の適正化を図ることとする。

（３）業務運営の配慮事項

業務の効率化、人件費の効率化、事務所の集約化等の可能性を検討する際、研究者等へのサービス低下を招かないように配慮する。また助成・支援業務において、研究者への支援を確実に効果的に行う上で必要な審査・評価経費については、適切に措置する。

2 複数の評定者による客観的な勤務評定をより厳格に行い、連続した特別昇給や昇給延伸などを含め、職員の処遇に的確に反映させることにより、本人のインセンティブが高まるようにするとともに、能力に応じた人員配置をきめ細かに実施し、業務の効率的・効果的な遂行を可能にする。

3 中期的な計画の下に、情報インフラの整備を図る。

（１）業務システムの開発・改善

会計システム等の業務システムは、業務の効率化、正確性などに直接影響を与えることから、必要に応じ、開発及び改善を行う。

（２）情報管理システムの構築

法人文書の作成、決裁、保存まで、業務上作成された文書を適切に管理するとともに、業務に必要な振興会内の諸手続については、情報共有ソフト（グループウェア）を活用し、効率的な業務運営が実施できるよう引き続き整備を行う。

4 事業の効率的な遂行のため外部委託について検討を行い、実施する。

5 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。また、随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施については、監事による監査及び契約監視委員会によるフォローアップを受けるとともに、その結果を公表する。

6 財務内容等の一層の透明性を確保するため、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を行う。

第三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画（通則法第30条第2項第3号）

- 1 予算（中期計画の予算）
別紙1-1～1-5のとおり
- 2 収支計画
別紙2-1～2-5のとおり
- 3 資金計画
別紙3-1～3-5のとおり

第四 短期借入金の限度額（通則法第30条第2項第4号）

短期借入金の限度額は72億円とする。短期借入が想定される事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。

第五 重要な財産の処分等に関する計画（通則法第30条第2項第4の2号、同第5号）

重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

第六 剰余金の使途（通則法第30条第2項第6号）

振興会の決算において剰余金が発生した時は、広報・情報提供の充実、調査研究の充実、情報化の促進に充てる。

第七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項（通則法第30条第2項第7号）

- 1 施設・設備に関する計画
施設・設備に関する計画はない。
- 2 人事に関する計画
 - (1) 人事方針
 - ① 限られた人員での効率的・効果的な業務の遂行を実現するため、国内及び国外研修等を実施し、職員の専門性を高めるとともに、意識向上を図る。
また、振興会職員の意識向上を図るため、情報セキュリティ研修等を定期的の実施する。
 - ② 大学をはじめ学術振興に関連する機関との人事交流を促進して、質の高い人材の確保・育成を図り、職員の意識や能力に応じた適切な人事配置を行う。
 - ③ 職員の業績等の人事評価を定期的の実施し、その結果を処遇、人事配置等に適切かつ具体的に反映することで、人材の効果的活用や職員の職務遂行能力・方法の向上を図る。
 - ④ 国の助成事業等関連業務を有効かつ円滑に実施するため、実務経験を有する質

の高い人材の確保を図り、適切な人事配置を行う。

⑤ 職員の勤務環境を整備するため、必要な福利・厚生の実施を図る。

(2) 人件費に係る指標

中期目標期間中、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に示された方針に基づき、平成17年度決算を基準として試算した削減対象人件費については、総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付職員に係る人件費を除き総額3,506百万円を支出する。

ただし、上記の額は、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において削減対象とされた人件費を指し、上記の削減対象とされた人件費に総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付職員に係る人件費を含めた総額は、4,578百万円である。（この金額は今後の競争的研究資金、国からの委託費もしくは補助金又は民間資金の獲得の状況により増減があり得る。）

3 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、学術研究助成基金事業及び先端研究助成事業において、当該期間が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し合理的と判断されるものについて行う。

4 積立金の使途

前中期目標の期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額について、前払費用等に係る会計処理に充てることとする。

平成 20 年度～平成 24 年度 予算 (総括表)

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	1 4 1, 8 3 1
うち補正予算による追加	4 9 5
国庫補助金収入	1, 0 4 3, 0 1 7
科学研究費補助金	6 3 3, 5 2 0
研究拠点形成費等補助金	1, 4 7 0
大学改革推進等補助金	6 0 0
国際化拠点整備事業費補助金	1 9 6
科学技術総合推進費補助金	5 1 2
先端研究助成基金補助金	1 5 0, 0 0 0
研究者海外派遣基金補助金	7, 5 6 4
最先端研究開発戦略的強化費補助金	7 5, 0 0 0
若手研究者戦略的海外派遣事業費補助金	3, 5 0 0
学術研究助成基金補助金	1 7 0, 6 5 6
事業収入	9 0 0
寄付金事業収入	4 3 4
産学協力事業収入	1, 3 9 7
学術図書出版事業収入	7
受託事業収入	3, 1 1 5
計	1, 1 9 0, 7 0 1
支出	
一般管理費	4, 5 5 9
うち人件費	1, 8 7 6
物件費	2, 6 8 3
事業費	1 3 9, 5 7 9
うち人件費	2, 8 1 7
物件費	1 3 6, 7 6 1
うち先端学術研究人材養成事業	4 9 5
科学研究費補助事業費	6 3 3, 5 2 0
研究拠点形成費等補助事業費	1, 4 7 0
大学改革推進等補助事業費	6 0 0
国際化拠点整備事業費補助事業費	1 9 6
科学技術総合推進費補助事業費	5 1 2
先端研究助成事業費	1 1 6, 9 5 8
研究者海外派遣事業費	7, 4 0 7
最先端研究開発戦略的強化費補助事業費	7 5, 0 0 0
若手研究者戦略的海外派遣事業費補助事業費	3, 5 0 0
学術研究助成基金事業費	1 1 0, 6 9 7
寄付金事業費	4 3 4
産学協力事業費	1, 3 9 7
学術図書出版事業費	7
受託事業費	3, 1 1 5
計	1, 0 9 8, 9 5 0

※ 1 各欄積算と合計額の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

※2 基金補助金は、次期中期計画期間分を含めた金額を一括で収入額に計上しているため、収支が一致しない。

※3 運営費交付金収入には、平成21年度補正予算（第1号）により「経済危機対策」（平成21年4月10日）の「底力発揮・21世紀型インフラ整備」のために措置された、我が国の経済成長の鍵を握る人材力を強化するための先端学術研究人材養成事業が含まれている。

[人件費見積り]

中期目標期間中、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年度法律第47号）において削減対象とされた人件費については、総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付職員等に係る人件費を除き、総額3,506百万円を支出する。

なお、上記の削減対象とされた人件費に総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付職員に係る人件費を含めた総額は、4,578百万円である。（ただし、この金額は今後の競争的研究資金、国からの委託費、補助金及び民間資金の獲得の状況により増減があり得る。）

[運営費交付金の算定ルール]

毎事業年度に交付する運営費交付金(A)については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = (C(y) \times \alpha 1(\text{係数}) + \{ (R(y) + P_r(y)) \times \alpha 2(\text{係数}) \} + \varepsilon(y) - B(y) \times \lambda(\text{係数}))$$

$$R(y) = R(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \gamma(\text{係数})$$

$$C(y) = P_c(y-1) \times \sigma(\text{係数}) + E(y-1) \times \beta(\text{係数})$$

$$B(y) = B(y-1) \times \delta(\text{係数})$$

$$P(y) = P_r(y) + P_c(y) = \{ P_r(y-1) + P_c(y-1) \} \times \sigma(\text{係数})$$

各経費及び各係数値については、以下の通り。

B(y) : 当該事業年度における事業収入の見積り。B(y-1)は直前の事業年度におけるB(y)。

C(y) : 当該事業年度における一般管理費。C(y-1)は直前の事業年度におけるC(y)。

E(y) : 当該事業年度における一般管理費中の物件費。E(y-1)は直前の事業年度におけるE(y)。

P(y) : 当該事業年度における人件費（退職手当を含む）。P(y-1)は直前の事業年度におけるP(y)。

P_r(y) : 当該事業年度における事業費中の人件費。P_r(y-1)は直前の事業年度におけるP_r(y)。

P_c(y) : 当該事業年度における一般管理費中の人件費。P_c(y-1)は直前の事業年度におけるP_c(y)。

R(y) : 当該事業年度における事業費中の物件費。R(y-1)は直前の事業年度におけるR(y)。

ε(y) : 当該事業年度における特殊経費。重点施策の実施（例：特別研究員研究奨励金）、事故の発生、退職者の人数の増減等の事由により当該年度に限り時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模の経費。これらについては、各事業年度の予算編成過程において、人件費の効率化等一般管理費の削減方策を反映し具体的に決定。ε(y-1)は直前の事業年度におけるε(y)。

- $\alpha 1$: 一般管理効率化係数。中期目標に記載されている一般管理費に関する削減目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
- $\alpha 2$: 事業効率化係数。中期目標に記載されている削減目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
- β : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
- γ : 業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
- δ : 事業収入政策係数。過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
- λ : 収入調整係数。過去の実績における事業収入に対する収益の割合を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
- σ : 人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

[中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数及びその設定根拠等]

上記算定ルール等に基づき、以下の仮定の下に試算している。

- ・ 運営費交付金の見積りについては、特別研究員研究奨励金については、第3期科学技術基本計画を踏まえて当該事業年度における具体的な額を決定するが、ここでは各年度において便宜的に平成20年度予算額を用いている。また $\alpha 1$ （一般管理効率化係数）を各事業年度3.0%の縮減、 $\alpha 2$ （事業効率化係数）を各事業年度1.0%の縮減とし、 λ （収入調整係数）は一律1として試算。
- ・ 事業費中の物件費については、 β （消費者物価指数）は変動がないもの（ $\pm 0\%$ ）とし、 γ （業務政策係数）は一律1として試算。
- ・ 人件費の見積りについては、 σ （人件費調整係数）は変動がないもの（ $\pm 0\%$ ）とし退職者の人数の増減等がないものとして試算。
- ・ 事業収入の見積りについては、 δ （事業収入政策係数）は据え置き（ $\pm 0\%$ ）とし試算。

(別紙 1 - 2)

平成 20 年度～平成 24 年度 予算 (一般勘定)

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	1 4 1, 8 3 1
うち補正予算による追加	4 9 5
国庫補助金収入	7 1 4, 7 9 7
科学研究費補助金	6 3 3, 5 2 0
研究拠点形成費等補助金	1, 4 7 0
大学改革推進等補助金	6 0 0
国際化拠点整備事業費補助金	1 9 6
科学技術総合推進費補助金	5 1 2
最先端研究開発戦略的強化費補助金	7 5, 0 0 0
若手研究者戦略的海外派遣事業費補助金	3, 5 0 0
事業収入	1 8 8
寄付金事業収入	4 3 4
産学協力事業収入	1, 3 9 7
学術図書出版事業収入	7
受託事業収入	3, 1 1 5
計	8 6 1, 7 6 9
支出	
一般管理費	2, 4 4 0
うち人件費	1, 2 4 6
物件費	1, 1 9 5
事業費	1 3 9, 5 7 9
うち人件費	2, 8 1 7
物件費	1 3 6, 7 6 1
うち先端学術研究人材養成事業	4 9 5
科学研究費補助事業費	6 3 3, 5 2 0
研究拠点形成費等補助事業費	1, 4 7 0
大学改革推進等補助事業費	6 0 0
国際化拠点整備事業費補助事業費	1 9 6
科学技術総合推進費補助事業費	5 1 2
最先端研究開発戦略的強化費補助事業費	7 5, 0 0 0
若手研究者戦略的海外派遣事業費補助事業費	3, 5 0 0
寄付金事業費	4 3 4
産学協力事業費	1, 3 9 7
学術図書出版事業費	7
受託事業費	3, 1 1 5
計	8 6 1, 7 6 9

※ 各欄積算と合計額の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(別紙 1 - 3)

平成 2 3 年度～平成 2 4 年度 予算 (学術研究助成業務勘定)

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
国庫補助金収入	
学術研究助成基金補助金	1 7 0, 6 5 6
事業収入	1 7 7
計	1 7 0, 8 3 3
支出	
一般管理費	1, 0 1 8
うち人件費	1 5 7
物件費	8 6 1
学術研究助成基金事業費	1 1 0, 6 9 7
計	1 1 1, 7 1 5

※ 1 各欄積算と合計額の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

※ 2 基金補助金は、次期中期計画期間分を含めた金額を一括で収入額に計上しているため収支が一致しない。

(別紙 1 - 4)

平成 21 年度～平成 24 年度 予算 (先端研究助成業務勘定)

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
国庫補助金収入	
先端研究助成基金補助金	1 5 0, 0 0 0
事業収入	5 2 5
計	1 5 0, 5 2 5
支出	
一般管理費	9 5 6
うち人件費	4 0 6
物件費	5 5 0
先端研究助成事業費	1 1 6, 9 5 8
計	1 1 7, 9 1 3

※ 1 各欄積算と合計額の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

※ 2 基金補助金は、次期中期計画期間分を含めた金額を一括で収入額に計上しているため収支が一致しない。

(別紙 1 - 5)

平成 21 年度～平成 24 年度 予算 (研究者海外派遣業務勘定)

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
国庫補助金収入	
研究者海外派遣基金補助金	7, 564
事業収入	10
計	7, 574
支出	
一般管理費	145
うち人件費	67
物件費	78
研究者海外派遣事業費	7, 407
計	7, 552

※ 1 各欄積算と合計額の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

※ 2 基金補助金は、次期中期計画期間分を含めた金額を一括で収入額に計上しているため収支が一致しない。

(別紙 2 - 1)

平成 20 年度～平成 24 年度 収支計画 (総括表)

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	
經常経費	1, 099, 110
業務経費	145, 223
うち先端学術研究人材養成事業	495
科学研究費補助事業費	628, 352
研究拠点形成費等補助事業費	1, 470
大学改革推進等補助事業費	600
国際化拠点整備事業費補助事業費	196
科学技術総合推進費補助事業費	512
先端研究助成事業費	116, 958
研究者海外派遣業務費	7, 407
最先端研究開発戦略的強化費補助事業費	75, 000
若手研究者戦略的海外派遣事業費補助事業費	3, 500
学術研究助成基金事業費	110, 697
寄付金事業費	434
産学協力事業費	1, 373
学術図書出版事業費	6
受託事業費	2, 742
一般管理費	4, 557
減価償却費	83
収益の部	1, 099, 031
運営費交付金収益	141, 831
うち補正予算による追加	495
科学研究費補助金収益	633, 520
研究拠点形成費等補助金収益	1, 470
大学改革推進等補助金収益	600
国際化拠点整備事業費補助金収益	196
科学技術総合推進費補助金収益	512
先端研究助成基金補助金収益	117, 388
研究者海外派遣基金補助金収益	7, 543
最先端研究開発戦略的強化費補助金収益	75, 000
若手研究者戦略的海外派遣事業費補助金収益	3, 500
学術研究助成基金補助金収益	111, 535
業務収益	901
寄付金事業収益	434
産学協力事業収益	1, 397
学術図書出版事業収益	7
受託事業収益	3, 115
資産見返負債戻入	83
純損失	79
前中期目標期間繰越積立金取崩額	79
総利益	0

※ 各欄積算と合計額の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(別紙 2 - 2)

平成 20 年度～平成 24 年度 収支計画 (一般勘定)

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	
經常経費	8 6 1, 9 3 2
業務経費	1 4 5, 2 2 3
うち先端学術研究人材養成事業	4 9 5
科学研究費補助事業費	6 2 8, 3 5 2
研究拠点形成費等補助事業費	1, 4 7 0
大学改革推進等補助事業費	6 0 0
国際化拠点整備事業費補助事業費	1 9 6
科学技術総合推進費補助事業費	5 1 2
最先端研究開発戦略的強化費補助事業費	7 5, 0 0 0
若手研究者戦略的海外派遣事業費補助事業費	3, 5 0 0
寄付金事業費	4 3 4
産学協力事業費	1, 3 7 3
学術図書出版事業費	6
受託事業費	2, 7 4 2
一般管理費	2, 4 4 0
減価償却費	8 3
収益の部	8 6 1, 8 5 2
運営費交付金収益	1 4 1, 8 3 1
うち補正予算による追加	4 9 5
科学研究費補助金収益	6 3 3, 5 2 0
研究拠点形成費等補助金収益	1, 4 7 0
大学改革推進等補助金収益	6 0 0
国際化拠点整備事業費補助金収益	1 9 6
科学技術総合推進費補助金収益	5 1 2
最先端研究開発戦略的強化費補助金収益	7 5, 0 0 0
若手研究者戦略的海外派遣事業費補助金収益	3, 5 0 0
業務収益	1 8 8
寄付金事業収益	4 3 4
産学協力事業収益	1, 3 9 7
学術図書出版事業収益	7
受託事業収益	3, 1 1 5
資産見返負債戻入	8 3
純損失	7 9
前中期目標期間繰越積立金取崩額	7 9
総利益	0

※ 各欄積算と合計額の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(別紙 2 - 3)

平成 2 3 年度～平成 2 4 年度 収支計画 (学術研究助成業務勘定)

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	
經常経費	1 1 1, 7 1 3
学術研究助成基金事業費	1 1 0, 6 9 7
一般管理費	1, 0 1 6
収益の部	1 1 1, 7 1 3
学術研究助成基金補助金収益	1 1 1, 5 3 5
業務収益	1 7 8
純利益	0
総利益	0

※ 各欄積算と合計額の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(別紙 2 - 4)

平成 2 1 年度～平成 2 4 年度 収支計画 (先端研究助成業務勘定)

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	
經常経費	1 1 7, 9 1 3
先端研究助成事業費	1 1 6, 9 5 8
一般管理費	9 5 6
収益の部	1 1 7, 9 1 3
先端研究助成基金補助金収益	1 1 7, 3 8 8
業務収益	5 2 5
純利益	0
総利益	0

※ 各欄積算と合計額の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(別紙 2 - 5)

平成 2 1 年度～平成 2 4 年度 収支計画 (研究者海外派遣業務勘定)

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	
經常経費	7, 5 5 2
研究者海外派遣事業費	7, 4 0 7
一般管理費	1 4 5
収益の部	7, 5 5 2
研究者海外派遣基金補助金収益	7, 5 4 3
業務収益	1 0
純利益	0
総利益	0

※ 各欄積算と合計額の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(別紙 3 - 1)

平成 20 年度～平成 24 年度 資金計画 (総括表)

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	
業務活動による支出	1, 100, 219
うち先端学術研究人材養成事業	495
次期中期目標期間への繰越金	94, 863
資金収入	
業務活動による収入	1, 190, 910
運営費交付金による収入	141, 831
うち補正予算による追加	495
科学研究費補助金による収入	633, 520
研究拠点形成費等補助金による収入	1, 470
大学改革推進等補助金による収入	600
国際化拠点整備事業費補助金による収入	196
科学技術総合推進費補助金による収入	512
先端研究助成基金補助金による収入	150, 000
研究者海外派遣基金補助金による収入	7, 564
最先端研究開発戦略的強化費補助金による収入	75, 000
若手研究者戦略的海外派遣事業費補助金による収入	3, 500
学術研究助成基金補助金による収入	170, 656
寄付金事業による収入	434
産学協力事業による収入	1, 397
学術図書出版事業による収入	7
受託事業による収入	3, 115
その他の収入	1, 108
前期中期目標期間よりの繰越金	4, 173

※ 各欄積算と合計額の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(別紙 3 - 2)

平成 20 年度～平成 24 年度 資金計画 (一般勘定)

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	
業務活動による支出	863,067
うち先端学術研究人材養成事業	495
次期中期目標期間への繰越金	3,082
資金収入	
業務活動による収入	861,976
運営費交付金による収入	141,831
うち補正予算による追加	495
科学研究費補助金による収入	633,520
研究拠点形成費等補助金による収入	1,470
大学改革推進等補助金による収入	600
国際化拠点整備事業費補助金による収入	196
科学技術総合推進費補助金による収入	512
最先端研究開発戦略的強化費補助金による収入	75,000
若手研究者戦略的海外派遣事業費補助金による収入	3,500
寄付金事業による収入	434
産学協力事業による収入	1,397
学術図書出版事業による収入	7
受託事業による収入	3,115
その他の収入	395
前期中期目標期間よりの繰越金	4,173

※ 各欄積算と合計額の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(別紙 3 - 3)

平成 2 3 年度～平成 2 4 年度 資金計画 (学術研究助成業務勘定)

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	
業務活動による支出	1 1 1, 6 8 7
次期中期目標期間への繰越金	5 9, 1 4 7
資金収入	
業務活動による収入	1 7 0, 8 3 4
学術研究助成基金補助金による収入	1 7 0, 6 5 6
その他の収入	1 7 8

※ 各欄積算と合計額の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(別紙 3 - 4)

平成 2 1 年度～平成 2 4 年度 資金計画 (先端研究助成業務勘定)

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	
業務活動による支出	1 1 7, 9 1 3
次期中期目標期間への繰越金	3 2, 6 1 2
資金収入	
業務活動による収入	1 5 0, 5 2 5
先端研究助成基金補助金による収入	1 5 0, 0 0 0
その他の収入	5 2 5

※ 各欄積算と合計額の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(別紙 3 - 5)

平成 2 1 年度～平成 2 4 年度 資金計画 (研究者海外派遣業務勘定)

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	
業務活動による支出	7, 5 5 2
次期中期目標期間への繰越金	2 1
資金収入	
業務活動による収入	7, 5 7 4
研究者海外派遣基金補助金による収入	7, 5 6 4
その他の収入	1 0

※ 各欄積算と合計額の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。